

ひめネット（検）第19-2号

令和3年7月16日

〒150-0012

東京都渋谷区広尾1-1-39 恵比寿プライムスクエア19階

株式会社ミュゼプラチナム

代表取締役 柏木 俊之 殿

〒790-0952

愛媛県松山市朝生田町七丁目2番22号大興ビル305号

適格消費者団体 特定非営利活動法人えひめ消費者ネット

理事長 野垣 康之



## 御 連 絡

拝 啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当法人は、消費者契約問題に関する調査、研究、消費者への情報提供等を通じて、消費者被害の未然防止を目的に、消費者団体、消費生活相談員、学者、弁護士、司法書士などの消費者問題専門家等により構成されているNPO法人であり、消費者契約法第13条に基づく適格消費者団体であります。

さて、当法人において、令和3年4月7日づけでご送付いただいた現在使用している概要書面及びエステティックサービス契約書を拝見させていただいたところ、不当景品類及び不当表示防止法の観点から是正が必要と考える表示がありました。

つきましては、別紙のとおり是正の申入れをさせていただきますので、お忙しい中大変恐縮ですが、ご検討の上、貴社の見解や対応につき、令和3年8月20日（金）までに、当法人宛に書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

当法人の活動の趣旨をご理解いただき、消費者被害の未然防止、救済のため、そして、貴社にとっても当法人にとっても良き結果となりますようご協力いただきますと共に、重ねてお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、本書面の内容並びに貴社の回答の有無及び内容等を当法人のホームページに公表させていただきます。

また、本書面の内容と結果を消費者庁に報告いたします。

敬 具

〈本件に関する問い合わせ先〉

弁護士 野垣康之

〒790-0001 松山市一番町4-1-16

ANNBILL3 階野垣法律事務所

TEL : 089-913-1266 FAX : 089-913-1277

## 第1 申入れの趣旨

貴社がサロンのサービス及び商品の内容を説明するために特定商取引法第42条に基づき顧客に交付している概要書面（事前説明書）の①ご利用を希望サービス■コース欄「当社が販売する全商品は特定商取引法における関連商品ではございませんので美容サービスに伴う化粧品等の購入の必要はありません」旨の記載を削除し、特定商取引法における関連商品の販売について、クーリング・オフに依るようには是正の申入れを行います。

## 第2 申入れの理由

特定商取引法41条2項では、「エステティックサロン」「語学教室」「家庭教師」「学習塾」「パソコン教室」「結婚相手紹介サービス」の6業種が、特定継続的役務提供に係る規制の対象となっております。

「エステティックサロン」については、期間1か月以上、金額5万円以上が対象となっております。

特定継続的役務提供に係る取引に際しては、役務の提供に際しその相手方が購入する必要のある商品の販売等が併せて行われる場合が多く見られます。このような場合において、役務提供契約に係るクーリング・オフはもちろん、関連商品（サービス提供に当たって購入が必要と言われて購入した商品で、エステの化粧品や健康食品、家庭教師や学習塾の教材など政令で指定されたもの）の販売に係る契約についても併せてクーリング・オフが認められております。

政令にはエステティックサロン関連商品として、①動物及び植物の加工品（一般の飲食の用に供されないものに限る。）であって、人が摂取するもの（医薬品を除く。）いわゆる健康食品②化粧品、石けん（医薬品を除く。）及び浴用剤③下着④電気による刺激又は電磁波若しくは超音波を用いて人の皮膚を清潔にし、又は美化する器具又は装置、の規定がございます。

特定継続的役務提供契約は、クーリング・オフ期間経過後も役務提供期間内であれば役務提供受領者は将来に向かって契約を解除することができます（中途解約）。（特定商取引法49条）

貴社の概要書面（事前説明書）とエステティックサービス契約書には「当社が販売する全商品は特定商取引法における関連商品ではございませんので美容サービスに伴う化粧品等の購入の必要はありません」との記載があります。

しかしながら、貴社が販売する商品のなかには政令に規定されているエステティック関連商品もあり、「特定商取引法における関連商品ではございません」との記載は明らかに事実と反するものです。実際に、貴社に美容脱毛サービスについて契約を締結した後、クーリング・オフにより解約を申し入れた顧客に関して、入会金と脱毛サービスについてはクーリング・オフで返金されたが、化粧品について返金されなかったとの苦情も寄せられております。貴社は上記「当社が販売する全商品は特定商取引法における関連商

品ではございませんので美容サービスに伴う化粧品等の購入の必要はありません」旨の記載を根拠に化粧品についてクーリング・オフに応じない対応をしているのではないかと思われます。

よって、「当社が販売する全商品は特定商取引法における関連商品ではございませんので美容サービスに伴う化粧品等の購入の必要はありません」の記載を削除し、政令に規定されているエステティックサロン関連商品についてクーリング・オフに応じるように対応を改めるように是正の申入れを行う次第です。

なお、当法人の申入れにつき御意見やご不明な点がございましたら、その旨ご連絡いただければ幸いです。

以上